

ハイエクのルール概念について

森 田 雅 憲

1. はじめに
2. ルールの階層性
3. ルールの暗黙性
4. ルールの抽象性
5. ルールと制度
6. むすびに代えて

1. はじめに

合理的選択という行為モデルが、経済行為の描写として現実的にも論理的にも様々な問題を内包していることは、いまさら指摘するまでもない。また、それに対応して代替的な行為モデルが模索されてきたことも、周知の事実である。代替的行為モデルを模索する幾多のアプローチがおおむね一致する点は、行為の描写における制度・慣習あるいはルールの重要性である。つまり、個々の行為を理論化する際に、逐次最適化ではなくルール追従的なものとして定式化することの妥当性について、非正統的な経済学者の間で認識の広汎な一致が形成されてきたと言える。

しかし、ルール行為モデルの支持者であっても、その方法論的立場はいろいろである。人々は、特定のルールを合理的選択に基づいて選択している、つまり個人の効用を高めるからという功利的判断の結果としてルールに従うことを選択しているのだとする説明や、あるルールに従うことが個人の生存に有利に働いた結果として特定のルールに従うようになったのだという個体淘汰の流れを汲む進化論的説明がしばしば見られるのである。

こうしたまったく異質のルール論が併存する理由の一つは、もっとも基本となる「ルール」という概念に対する整理を欠いたままで、議論が展開されているからである。実際、制度・慣習に従う行為、あるいはルールに従う行為、という視点は、われわれの日々の経験に照らして直観的訴求力をもっているにもかかわらず、「ルールとは何か」という、より根本的な問題については、その定義をめぐって意見の一致は見られない。たとえば「ルールとは行為の規則性」と定義してみても、現象面での規則性そのものがルールなのか、あるいは現象面での規則性を生み出す内的規範のようなものがルールなのか。あるいは、法律のように主体の「外部」にあって意識化されたものなのか、ある

いは母語の文法のように意識されざるものなのか、といった問題が次々に浮かび上がってきて、腑に落ちたという気分からはほど遠いものが残る。

このような状況があるからであろうか、A. ギデンズは、ルールは「辞書的な意味で明確化することはできない」(Giddens [1979] 訳 p. 73) 概念だとして、その定義を試みることを放棄している。実際、ルール概念についてほとんど説明せずに、ルール行為モデルについて論じるケースが多々ある。しかし「ルールとは何か」という問題に立ち入らずに、ルール行為モデルに立脚することは、もっとも基底にある概念をあいまいなまに放置し、その上に理論を築くことにはなりはしないか。たしかにいかなる概念も最後には未定義の語を使って定義されざるをえないが、その際、未定義のまま使われることが許されるのは、あくまで日常語としての資格においてであって、かつそのこと自体が理論体系にとって致命的な欠陥とならない場合に限られよう。ルールにたいして辞書的な定義を与えることは難しいとしても、少なくともそれを概念的に整理しておくことは避けて通れない作業であるように思われる。

ところで経済学者の中で、行為の描写に際して「ルール追従」ということをもっとも重視した論者の一人が F. A. ハイエクであることは、良く知られている。彼の社会理論の集大成ともいえるべき『法と立法と自由』(Hayek [1973], [1976], [1979]) の中で、ハイエクは、行為のルールとそれが生み出す社会秩序との関連に明確に焦点を合わせて、彼独自のルール論・秩序論を全面的に展開している。だが彼とてルールという言葉に必ずしも一貫性のある明確な定義を与えているわけではない。小論では、ハイエクの著作に散在しているルールに関する多様な記述を再構成することで、ハイエクが抱いていたルール概念を探ってみる。

2. ルールの階層性

ハイエクによればルールとは、「個人の行為の規則性がそれによって記述できるということをいい表すために使われ、そうしたルールが、通常それらに応じて個人が行動するという以外の意味では、当該個人に『知られている』かどうかはまったく関係ない」(Hayek [1967 c], p. 67) ものとされる。つまりルール＝行為の規則性ということになるのだが、ハイエクがいう「行為」は、たんに身体的な動作だけでなく、認知・判断・思考といった主体の内面における活動にまで及んでいる¹。また彼のルール概念には、主

1 グレイが正確に指摘しているように (Gray [1984], p. 33, 訳 p. 67), ハイエクは rule guided action および rule guided perception といったように、行為と認知の双方を誘導するものとしてルールを考えていた (Hayek [1978], chap. 3)。認知のルールについては Hayek [1962] にも詳細な説明が見られる。とりわけ「認知のルール」という概念は、Hayek [1952 b] における理論心理学的な分析以来、ハイエクの社会理論の中で枢要な位置を占めるものの一つとなっている。

体を外側から拘束する法や慣行まで含まれる場合があり、上に引用したハイエク自身の定義によるだけでは、彼が意図していたルール概念の全体像は見てこない。それゆえ、ルールに関してのハイエクの多様な言及を整理することがまず必要である。

ハイエクの著作を通覧すると、彼はルールを、その成り立ちから第1図に示したような三層からなる階層構造を持つものと捉えていたことがうかがえる。最基底にある層は、遺伝的に受け継いだ「本能的動因」(Hayek [1979], p. 159, 訳 p. 221) つまり種としての学習の産物としてのルールである。動物にとどまらず「人間もいまだに学習されたルールだけでなくいくつかの生得的ルールにも導かれていることは、ほとんど疑いがない」(Hayek [1973], p. 74, 訳 p. 99) とハイエクは言う。そしてその上に「連続的な型の社会的構造物において獲得された伝統のあらゆる残存物」(Hayek [1979], p. 159, 訳 p. 221) が形成される。この層は、個体・個人の学習の結果として獲得された行為や認知のパターンであるが、それはさらに無意識レベルのものと意識レベルのものに二分される。たとえば無意識レベルのものとしては、母語の文法や M. ポランニーが「暗黙知」と呼んだたぐいの行為や認知が含まれる²。

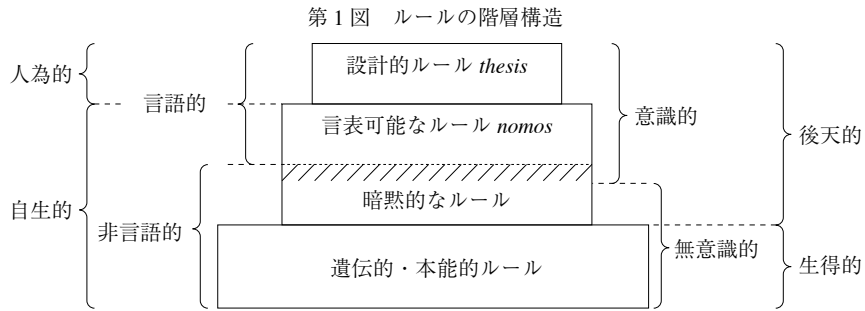
意識的な部分とは、たとえば暗黙の慣行が法律家によって発見され言語表現を与えられたものとしてのコモン・ローが位置づけられる³。ハイエクが「ノモス nomos」と呼ぶところのルールである。そして最も上層にあるのが、「既知の目的に資するために計画的に採用あるいは修正される薄い層」(Hayek [1979], pp. 159-160, 訳 p. 221)、つまり合理的反省的意識が生み出す行為規範であり、「ノモス」に対比させそれを彼は「テシス thesis」と呼んだ。ノモスは第1図における「言表可能なルール」に対応する。またテシスは最上部の「設計的ルール」に対応する。

第1図で示したように、言語的／非言語的の区別は、意識的／無意識的の区別と対応していない。図中の斜線で影を付けた部分のように、言語で表現しえないが、しかし意識されうるルールの範疇が存在するのである。たとえばハイエクは次のように述べている。「職人あるいは運動選手の技能は、英語では knowing how と言われているが、・・・これらの技能の特徴は、われわれは通常それらに伴う行為の仕方を明示的に述べることができないということである。」(Hayek [1962], p. 43)⁴)

2 知識が暗黙的であるかどうかは、意識性の有無とはパラレルではない。後述のギデンズの実践的意識のように「知っている」と意識できるが、「どのように言葉で表現して良いか分からない」知識もあるからである。

3 ハイエクは、F. ケルンの「法は発見されるものだ」という主張を援用し、次のように述べている。「ルールを言葉で表現しようと最初に試みた人たちは、新しいルールを発明したのではなく、すでに馴染み深いものを表現することに没頭したのである。・・・確立された実践あるいは慣習を言葉によるルールの形で明示的に言明することは、その存在についての同意をとりつけることであって、新しいルール作りを目指しているのではないであろう。」(Hayek [1973], pp. 76-77, 訳 pp. 101-102) あるいは Hayek [1973], pp. 83-84, 訳 p. 110 も参照のこと。

4 この領域を重視するのがギデンズである。彼は、「行為を実行するさいたくみに用いられるが、行為 /



ルールはこのようにいくつかの層に分かれているが、注目すべき点は、それらが鏡餅状の構造を形成して、より下位の層（第1図でより下に位置する層）にあるルールが、より上位の層にあるルールに対して、前提ないし根拠を賦与する役割を果たしている点である。たとえば設計的なルールは言語を用いてなされるが、言語は言表可能な文法的ルールに基づいている。しかし文法は、言語仕様の全容を記したものではない。たとえば特定の単語を採りあげた場合、その記号内容としてどのような観念が切り取られているかについては、個々人が言語を獲得する固有のプロセスの中で経験的に決まってくるものである。それゆえ主体間で一定のばらつきを示すが、それでもなお意思疎通が可能となるのは、文法に記述されたもの以上のルールが間主観的に存在するからであろう。そもそも発話にあたって文法が意識されることはまずありえない。この点に鑑みても、言語の意識的な運用は、無意識レベルでの文法の運用を前提にしている。またこうした文法や単語などから構成されている言語を個々人が獲得できるのは、世界をカテゴライズする種としてのヒト固有の能力⁵を前提としている。この能力が第1図の遺伝的・本能的ルールに分類されるものであることはいうまでもない。

こうした階層構造をハイエクが明示的に提示しているわけではない。しかし、彼が「われわれは賢明にわれわれの理性を使用しなければならない、そしてそのためには、われわれは統御不可能で非合理的な、不可欠の基盤を維持しなければならない」。(Hayek [1960], p. 69, 訳第I巻 p. 102) と述べるとき、第1図のような階層構造を念頭に置いていたものと思われる。

5 者が言説によって定式化できない暗黙知」(Giddens [1979], 訳 pp. 61-62)を「実践的意識」と呼んでいる。この種の知識に基づく行為は、意図や目的を有する行為であるという点で、無意識ではないが、しかしそれは、反省的意識の俎上に登らせることが困難な類の行為である。ギデنزは、「社会生活を無意識過程へ関連づけ」(Giddens [1979], 訳 p. 63) てしまう「制度の還元理論」が、この領域を無視していると批判している。

5 ソシユールの言語記号論で「ランゲージュ」と呼ばれているもの。

3. ルールの暗黙性

ところで、M. ポランニーからの強い影響を受けていると言われる通り⁶、ハイエクが、様々に分類されるルールの中でも、言表不可能な暗黙的ルールを最重要視していたことは、確かである。実際、彼は繰り返しこのことを強調している。たとえば「ルールという形で記述はできるが、・・・言葉で言明することができず、実践の中でのみ守ることができる知識」(Hayek [1973], p. 18, 訳 p. 27), 「ルールの存在をはっきり意識しているわけではない」(Hayek [1973], p. 19, 訳 p. 29), 「言明不能なルール」(Hayek [1973], p. 19, 訳 p. 29)などと述べている。自生的に獲得されたルールについては、その中身を「知らなくても」それに従うことができるという顕著な性質をもっている⁷。実際ハイエクは次のように言っている。

人間は普通、成文化されるよりはるか以前に、この意味で抽象的ルールに従って行動している。人間が意識的抽象化の力を得たときでさえ、かれらの考えと行為とは意識したものでも、非常にたくさんのこの種の抽象的ルールによって指導されているのであって、人間はそれを定式化することもできずに従っているのである。(Hayek [1960], p. 149, 訳第II巻 p. 26)

言い換えれば、暗黙的ルールの場合、ルールに従うことと、ルールを知っていることが同値と見なされるのである。

ところで、こうした暗黙的ルールの獲得の典型例として、彼は幼児が言語文法を獲得する過程をあげている。言語はハイエクにとっては単に一事例ではなく、世界像を主体内部に形成するもっとも根元的な制度として捉えられていた。長くなるが、ハイエクの言語とそれによる世界像の形成過程に関する明確な見解を示した個所を引用しておこう。

その [マンデヴィルやヒュームの社会進化論のこと] より一般的な形式においては、この展開の帰結は、かくて次の洞察となる。すなわち人間の考えるという能力

6 グレイによれば、M. ポランニーからの影響は1950年頃から見られる。(Gray [1984], 訳 p. 36)

7 ハイエクの言うルールの無意識性とは、心理学的で使われる無意識ではなく、人間の知識がもつ一般的構造についてのものである。実際ハイエクはこの点に言及し、次のように述べている。「われわれの立場のありうべき誤解のもう一つは、われわれの行為を支配するルールの多くの無意識的性格を強調することが、精神分析ないし『深層心理学』理論の基底をなす無意識的ないし潜在意識的知性概念と、結びつけられることである。」(Hayek [1973], p. 31, 訳 p. 44)

も個人の自然の資質ではなく、文化的な遺産であり、それは生物学的にはなく、模範と教育を通して、——主に言語を教えることを通じ、あるいはそれに含まれて、伝達されるものである。幼児期にわれわれが学ぶ言語が、思考の方法とわれわれの世界に対する見方や解釈を決定する範囲は、われわれが現在気づいているものよりおそらくはるかに大きいものである。それは以前の世代の知識が言語というメディアを通じてわれわれに伝えられるからだけでなく、言語の構造そのものが世界の本質に関する一定の見解を含んでいるのであり、そして特定の言語を学ぶことで、われわれは以後それを意識することなく行動できる思考の枠組み、つまり一定の世界像を獲得するのである。われわれがよく知らないルールにしたがって言語を用いることを子供の時に学ぶように、言語のルールに従ってのみならず、世界を解釈し正しく行動する他の多くのルールにもしたがって行動することを、言語とともに学ぶ。われわれはルールを決して明示的に定式化できないが、それは、われわれを誘導する。この暗黙的学習という現象は、明らかに文化伝達のもっとも重要な部分であるが、なおいま現在にいたって不完全にしか理解されていないものである。（Hayek [1964 b], pp. 86–87; [] 内および傍点は引用者）

上の引用中に出てくる「言語の構造そのものが世界の本質に関する一定の解釈を含んでいる」という表現の中に、移行期以後の彼の著作に見いだされるサピアの言語相対論からの影響の一端を読みとることができる。われわれは世界観を選択するのではなく、特定の言語共同体に生まれ落ちることで、それを与えられるのであり、それに基づいてはじめて主体としての行為が可能になる、という行為主体についての存在論的把握は、ハイエクを新古典派のみならず、オーストリア学派からも大きく引き離している⁸。

ところで、ハイエクのいうルールの暗黙性にはたんに言語表現ができないという意味以上のものがある。それは現実の行為の選択にあたって必須のものとして位置づけられている。H. アルバートに依れば、行為や思考の根拠を論理的に正当化するとき、無限遡行に陥るか、決断的に正当化を停止するか、あるいは論理循環するしかない⁹。われわれの知覚や認知のシステムが、系統発生の産物としての大脳（そこには遺伝的に与えら

8 ホジソンはハイエクを批判して次のように言っている。「ハイエクの最近の著作は、規範と慣行は外部から神秘的なかたちで出現するのではないとする、きわめて標準的な発想の前触れである、彼はそれを込み入った方法で、蓄積された人間行為の意図せざる結果であると説明しようとしている。しかし彼がなお個人の目的と選好をシステムにとって外生的であるとみなしていることは特徴的である。……このようにハイエクもサジェンもその他の者も、社会制度の発生に関する進化論的概念を褒めたたえはしているものの、目的や選好そのものの進化については考えていない。個人はあたかも固定した人格をもって生まれたかのごとく取り扱われ、社会過程を通じて形成される存在とは考えられていない。」(Hodgson [1988], pp. 137–138, 訳, pp. 143–144) このような批判が的を射ていないことは、上のハイエクの引用から明らかである。

9 Albert [1985], p. 18.

れた一定の回路がすでに存在している)と後天的学習による新たな神経回路の生成という、時間軸の中にその端緒が開かれた階層秩序であるのに対し、言語を意識的に用いて推論するという行為が、それを閉じこめている空間(言語による潜在的な表現可能性の総体)を原理的に超えられない、というところからこの問題が生じている。ハイエクが究極的な伝統を批判することが不可能なことに触れ次のように言うとき、彼はこの問題を確かに視野に収めていた。

われわれは、そうしたものとしての伝統は全て、神聖なもので批判を免れると主張しているのではなく、伝統の何らかの産物に対する批判の基礎は、常に、疑うこともできないしまたそういう気にもならない、伝統の別の産物であるにちがいないと主張しているにすぎない。(Hayek [1976], p. 25, 訳 p. 39)

すなわち、伝統を批判する基準でさえ別次元の伝統に依拠せざるを得ないという趣旨のこの一文は、ハイエクが、われわれの行為や認知のルールの中に反省的意識による正当化を受けつけないルールが、少なくとも一つは存在する、ということを見抜いていた証拠である。これは、正当化が複雑すぎるという理由で語るができないとか、事実としてこれまで言語的に根拠づけられてこなかった、といった意味合いではなく、まさにそれを語る事が論理のレベルで不可能である、という本質的な意味において語れないのである。

ハイエクが「ミュンヒハウゼンのトリレンマ」として知られるこの問題を自分なりの立場から認識していたことは、次の引用においても示唆されている。「こうしたいかなるシステムも伝達しえないなにかのルールにつねに基づいて行動しなければならないという主張と、こうしたいかなるシステムも決して言明することのできない特定のルールが存在するという主張とを区別することは重要である。」(Hayek [1962], p. 62) また、この文章にさきだつ箇所では、「もしわれわれが無限遡行に陥るべきでないとしたら、そのような思考は、意識しえないルールによって・・・支配されていると仮定しなければならない」(Hayek [1962], p. 61) ということ述べており、さらにこの引用文に続く段落では次のように述べている。「クヌート・ゲーデルによる有名な定理に通じている人にはおそらく明らかなように、これらの結論が、ゲーデルが形式化された数理システムで支配的であることを示した結論に密接に関連している。それゆえ、ゲーデルの定理は、意識的でありわけ合理的なプロセスのすべてにあてはまるより一般的な原理、——すなわちそれらの決定因の中に言明できない、あるいは意識することさえできない、いくつかのルールが常に存在しなければならないという原理——の特殊ケースにすぎないように思われるのである。」(Hayek [1962], p. 62) ハイエクが「超意識ルー

ル supra-conscious rule」とか「メタ意識ルール meta-conscious rule」とよんだ暗黙次元でのルールが、まさにそうした役割を担っていると考えていた。しかもその存在を、経験の問題としてではなく、論理的必然性をもつものとして正確に把握していたのである。¹¹

以上見たように、自らの行為を内から律するメタ・レベルのルールや根拠に、言語表現を与えることは原理的に不可能である。だが、ここで注意しなければならない点は、語りえないルールがあるという主張と、それが無根拠だと断定することとは別問題だということである。この生きられるべき世界に根拠がなければ、おそらくわれわれの生活も社会も秩序を示し得ないだろう。にもかかわらず、ときに混乱をきたしつつも、とりあえずは秩序を保っているということは、何らかの根拠にわれわれは支えられていることを示唆している。ただ、われわれの言語のシステムの限界によってそれを語りえないだけにすぎない。

言語による行為や思考の正当化は、やがて言語空間の最深淵とも言えるところにわれわれを導き、そこで正当化という意識的行為そのものを断念せざるをえない。したがって明文化されたルールも、その根底において明文化されない暗黙次元のルールによって支えられなければならない。その点に触れ、ハイエクは次のように語っている。

長年守られてきたルールのゆっくりとした明文化過程を理解するには、言語の所産とはとてもいえない抽象化が、言語を発達させるよりずっと以前に知性によって習得されていたことを想起することが、重要である。行為と思考の双方を支配するこれらルールの起源と機能の問題は、したがって、それらがどのようにして言葉で明文化されるようになったかという問題とは全く異なる問題である。今日ですら、このようにして明文化されてきて、言語で伝えるルールが、社会的存在としての人間の行為を導くルールの複合体全体のほんの一部に過ぎないことには、疑いの余地はない。(Hayek [1973] p. 76, 訳 p. 100)

反省的理性を駆使した完全合理性の追求でさえ、それを可能にする膨大な暗黙次元のルールに支えられざるをえない。それゆえグレイは、それ自体「目的を持たないルールへの追従は、それだけで人間の合理性の表徴となるのである」(Gray [1984], p. 47,

10 言語のもつ自己言及による問題が、実際の会話の中では反省的知識の及ばない暗黙知の存在によって回避できる、という主張に類似した議論は、たとえば栗本 [1988], pp. 144–145 にも見られる。

11 グレイは、ハイエクのこの点を重視し、次のように論じている。「・・・知性論において不可知の究極の規則の領域に立ち至ったら批判を中断しなければならないと同様に、社会理論においても社会生活を根底的に構成する諸伝統を前にした時には批判を中止しなければならないと認識するとき、ハイエクはカント主義を超えていくのである。諸伝統はウイトゲンシュタインの生の様式の場合と同様に、批判の対象にはなりえない。」(Gray [1984], p. 25, 訳 p. 53)

訳 p. 91) と述べる。ここでグレイは主体が合理的計算の結果、ルールに従っていると主張しているのではない。むしろ「合理的計算なるものは本来、空隙を埋めるといった性質のもの、あるいは付随物といった性質のものである——それはルールに生じた裂け目を埋め、たまたま生じた認識上の不調和を解消し、規範が適用される際の判断を援けるといった性質のものである。」(Gray [1984], p. 52, 訳 p. 100)

暗黙次元にあるルールは、反省的意識による合理的計算の及ばぬものである。そうであれば、そうしたルール自体の正当性はいかに担保されるのであろうか。ハイエクが進化論という、言語論的アプローチとは異質の方法に訴えるのも、おそらくそれ以外に正当化の方法がないからであろう。彼は、個々の具体的ルールについてではなく、批判的合理主義と同じく正当化のプロセス自体に信をおくことで、ルールの中身に触れることなく規範的結論を導こうとしたのではないか。このような自然主義的アプローチへ大きく舵をきることで、ハイエクがかつて立脚していた主観主義が演じるべき役割は、ほとんど跡形もなく失われていった。後期ハイエクに主観主義的要素があるとすれば、それはもはや「知識の分有」という意味以上のものではない。

グレイは、M. ボランニーの暗黙知という洞察をハイエクが認めたことが「ハイエクの社会理論をポパーの社会理論から遠ざける」(Gray, [1984], p. 16, 訳 p. 37) ことになり、その結果「社会生活に対する合理主義的批判は、われわれの経験的知識の暗黙の広大な領域の前に到達したときには、停止を余儀なくされる」(Gray, [1984], p. 16, 訳 p. 37) と述べている。しかしハイエクは、科学論で言われる論理やデータによる批判に対応するものとして、社会制度やルールという生きられる対象においては「文化発展の自然選択」(Gray, [1984], p. 115, 訳 p. 206) あるいは「習慣の連続的批判」(Gray, [1984], p. 115, 訳 p. 206) が誤りを持続的に排除していく作用をもつと考えていた。その意味では、彼は広い意味での批判的合理主義、あるいは進化論的認識論、の立場をポパーとともに共有していたと言える。¹²

4. ルールの抽象性

ハイエクが「ルールは、われわれが生まれながらにして無知に対処するための手だてである」(Hayek [1976], p. 8, 訳, p. 17) と述べているように、ルールと無知の結びつきは必然的なものである。あらゆる生物の認知機構にはそれぞれの種固有のシステムの限界があり、それを「無知 ignorance」と呼んでいるのである。つまりどれほど

12 ハイエクが批判的合理主義ときわめて近い立場に立っていたことを示す証拠は多々存在する。たとえば、「われわれは、常に、誤謬とか不正義を絶えず排除することによってしか、真理や正義に近づくことができないのであり、最終的な真理や正義にわれわれが到達したこと確かめることは決してできない……」(Hayek [1976], p. 43, 訳 p. 64) と述べている。

情報が与えられようと、またどれほどその処理に資源を投入しようとも、種固有の乗り越えがたい認知の限界がある、というのである。¹³したがって、規則的な行動をするのは、完全合理的な計算の結果として選択されるのではなく、¹⁴そうするより他ないという意味で「生まれつきの constitutional」ものである。

翻って言えば、全知の人間には行為のルールは無用である。ハイエクに言わせれば「特定の行為の帰結全てを知っているからではなく知らないからこそ、人間は行動ルールを発展させてきた。・・・全知全能で、自分たちの行為の帰結の全てを予見できる人々にどう行動して欲しいかといったことは、われわれの関心外なのである。事実、もし人々が万事を知っているのであれば、ルールの必要性などはありはしないのである。」（Hayek [1976], p. 21, 訳 p. 33）ということになる。

ハイエクは、規則的な行動は人間が無知であるがゆえに必要なだと主張する。彼は、「ルールは、行為計画の一部というよりはむしろ、一定の未知の偶然的出来事に対する装備である」（Hayek [1976], p. 23, 訳 pp. 36-37）と述べたり、あるいはまた「出来事に対する人間の反応は、その状況の中で、一定の抽象的側面についてのみ、同一であることが必要である。」（Hayek [1963], p. 39）と述べている。前者の引用に見られる「偶然性」という言葉は、純粋な意味での確率現象とのみ理解すべきではない。偶然と思われる事象でも、多くの場合それ相当の因果的なプロセスがあって生じるのであり、ただ主体の認知システムがそのプロセスの多元性・複雑性を捉えるレベルに達していないという意味も含んでいる。したがって「偶然性」とは、主体を取り巻く環境が潜在的にもつ可能性の総体の一部が時間軸を貫いて実現したものであって、主体の側から見れば、環境の複雑性の一部と置き換えることができる。抽象化とは、その複雑性に対処する手段である。

ハイエクは『感覚秩序』において、神経生理学あるいは理論心理学のレベルで認知や学習を詳細に検討しているが、その中で個体発生と系統発生の双方のレベルで個体が認知システムを獲得するにあたってもっとも基本となるのが、「分類」と「学習」というプロセスだと結論づけている。なぜ規則的な行動が必然的か、その問いに答えるためには、ルールを「分類」および「学習」との関連において論じる必要がある。

個体は、自らが置かれている環境内で生じる様々な事象と接することによって、環境に対する一定の認知、つまり外界の圧縮写像とでもいうべきものを個体の内部に形成していく。経験を基本とするこうした学習が可能になるためには、事象に一定程度以上の規則性がなければならない。ただ、ここでいう規則性とは、厳密に同じ事象という意味

13 ハイエクが『感覚秩序』の中で緻密に展開した無知論については、森田 [1999] でより詳しく論じている。

14 合理的な主体を前提に規則的な行動の説明を試みるアプローチもある。たとえば、Rowe [1989] を参照されたい。

ではない。個体が経験する一つ一つの事象は、時間・場所・状況が異なれば、現象的には同一ではではなく、いろいろなバリエーションを生み出す。しかしそれぞれの事象が表面的にとる現象的多様性を貫いて共通する一定の特徴や性質という意味である。

個体は、その意味での規則性を学習する。この世界が一定の規則性を持っていることは学習の大前提である。こうした学習のメカニズムは、「分類」というプロセスによって始まる。表面上は異なるいくつかの現象をその規則性に従って同一種の事象として抽象化し、その結果をニューロンの結合パターンとして定着させる。その過程で事象を取り巻く偶発的・非本質的な要素は捨象され、本質的な部分だけが認知される。そして、そのようにして抽象化された特徴や性質を持つものに対しては、contingentな状況に関係なく、同一の反応を示すルールを獲得する。これは認知の普遍的なメカニズムであり、その典型的な例は、行動生物学の文献に枚挙にいとまがないほど紹介されている¹⁵。

生物学的な認知の議論は、主として系統発生の過程における世界像装置の獲得を論じているが、人間の後天的学習についても同様のことが言える。系統発生の過程では淘汰による個体選択によって学習がなされるが、後天的な学習の場合は、外界からの刺激に対するニューラル・ネットワークの形成という形での学習が行われる。もちろんこの場合でも、複雑な環境をネットワーク上にパターンとして焼き付ける過程で規則性は大前提であり、また大脳が環境世界を完全に写像するだけのキャパシティーを有していない以上、ここでも分類と抽象という処理は欠かせない。

規則性や秩序をもった社会環境が個人に行為のルールを学習させる様をハイエクは次のように述べている。「重要なのは、ある所与の文化に育った人はすべて自分自身の中にルールを見だし、あるいは自分がルールに従って行動していることを発見」(Hayek [1973], p. 19, 訳 p. 29) する。また「精神は学習されたルールのある伝統的、非人格的な構造物に内包されており、経験を整理するその能力は、個々の精神が所与のものとする、ある獲得された文化様式の模写である。頭脳は、われわれが文化を設計することではなく、文化を吸収することのできる器官である。・・・精神は別の独立に存在する異なった構造物あるいは秩序の一部としてのみ存在しうる。だが、この秩序が存続し、発展できるのは、何百万もの精神が絶えずその一部を吸収し、修正するからに他ならない。」(Hayek [1979], p. 157, 訳 p. 218) と述べ、個人の精神を文化様式という秩序の模写と述べる一方で、そうした秩序を支えるのは、逆に個々人の学習であることを明言している。ここに個人と社会秩序(制度)の循環論的支持関係を読み取ることができる。

ところで、分類・抽象という処理は、必然的に「無知」を作り出してしまふ。分類・

15 たとえばダニは酪酸臭と37度前後の温度は、吸血行動に入るシグナルとなっている。これは多様な外見的相違をもつ哺乳動物の抽象としてきわめて正確である。こうした学習過程は、行動生物学あるいは進化的認識論では「比較可能性の仮説」と呼ばれている。より詳しくは森田 [1992] を参照されたい。

抽象という情報処理の本質は、外界からの刺激を、一定の基準（ルール）にしたがってカテゴライズし、同じカテゴリーに分類されたメンバーの間での違いを捨象するところにある。したがって、捨象された部分については、学習結果として定着しない。つまりそれらについては無知にならざるをえない。何かを認識するということは、同時に認識しえないもの、すなわち無知なる部分、を引き受けることでもある。

行為のルールもそれと同じ性格をもっている。行為のルールは、具体的な身体の動作を細部に至るまで記述したものではない。そうしたものはハイエクが指摘しているように、行為の指図あるいは命令ではあっても、行為のルールとはいえない。行為のルールとは、ある一定の範囲の状況に対して、ある一定の行為をとる、と言った形で、抽象化されたものである。その抽象性こそがルールの第一義的な本質であるとハイエクは言う¹⁶。

抽象的ルールは具体的な行為を指令せず、むしろ代替的な選択肢の可能性を制限する¹⁸。ならば、抽象的ルールからなぜ特定の具体的な行動を導けるのか。この問題については、ハイエクは「多重焼きによる特定化 specification by superimposition」（Hayek [1967 b]）という原理で説明している。求心性の刺激受容が抽象的カテゴリーとして認知されるのに対し、遠心性の行動指令は、多くの抽象的カテゴリーを幾重にも重ね合わせることで、ちょうどベン図の共通集合をとることで要素を絞り込むように、その時々合った具体的な行動指令を特定化するという。

ハイエクが「知識の分有」というとき、それは経験的な命題としてではなく、まさに原理の問題として捉えているのである。行為にあたって、その時や場所固有の contingent な状況次第で重ね合わすべきルールの組み合わせは異なってくる。くわえて重ね合わされるべきルールのいくつかは、現場の経験を通じて獲得された私的なもの、あるいは暗黙的なもの、であろう。そのような場合、どのルールをいかに重ね合わせるべきかは、現場にいる者でないと判断できない。「知識の分有」とは、本質的な情報に加え、そうした contingent な情報の細部に至るまですべてを現場を離れたところにいる人間あるいは集団が知りうることは不可能である一方で、ある個人が実際に特定の行為を選択する際には、その個人がおかれている contingent な状況や私的に持たれているルールについての知識が不可欠だという、いわば当然の主張である。これはルールの抽象性から演繹される原理レベルの問題である。

16 行為の一般的ルールと命令との違いについては Hayek [1960], Chap. 10 を参照のこと。そこで、彼は、個人の自由と両立するルールの条件として、その一般性・抽象性を挙げている。立法においても、個人の自由と両立する法とは、具体的な帰結を意図したものではなく、一般的に適用される抽象的ルールでなければならないと、ハイエクは主張している。たとえば Hayek [1960], chap. 14, sec. 2 を参照されたい。

17 この点については、Hayek [1967 b] を参照されたい。

18 Hayek [1962], p. 56

以上述べたように、ハイエクは無知とルールとの関係を認知システムの獲得メカニズムに遡って説明するのであるが、ときとして規則的に反応することについて、「自分を合理的に行動させるために、しばしば熟慮よりもむしろ習慣に案内を任せる必要があると考えたり、あるいは誤った決定を避けるために、与えられた選択範囲を意識的に狭めなくてはならないというのは逆説的に聞こえるけれども、もし長期的な目的を達成すべきであるとしたら、このことが実際にしばしば必要であることをわれわれはみな知っている。」(Hayek [1960], p. 66, 訳第 I 巻 p. 98¹⁹) と述べ、機能主義的な説明も与えている。どのように振る舞うべきかについてのあらゆる関連事項が常に反省的意識の俎上に上らなければならないのであれば、行為にあたって情報処理のために膨大な負荷がかかるであろう。しかし自生的に獲得されたルールは、抽象的であるが故に、情報の細部に至るまでいちいち反省的に対応せずに、本質的な情報だけに基づいてとるべき行為を指示する。したがって完全な意味での最適化行動ではないが、それぞれの種の身の丈にあった擬似合理的な情報処理の方法だといえる。この意味でも無知とルールの結びつきは必然的なものである。

こうしたルールの抽象性は、系統発生や個体の後天的学習の過程に必然的に伴うものであるが、ハイエクはさらに、人間社会を統御するルールも同様に抽象的でなければならないとして、次のように述べている。

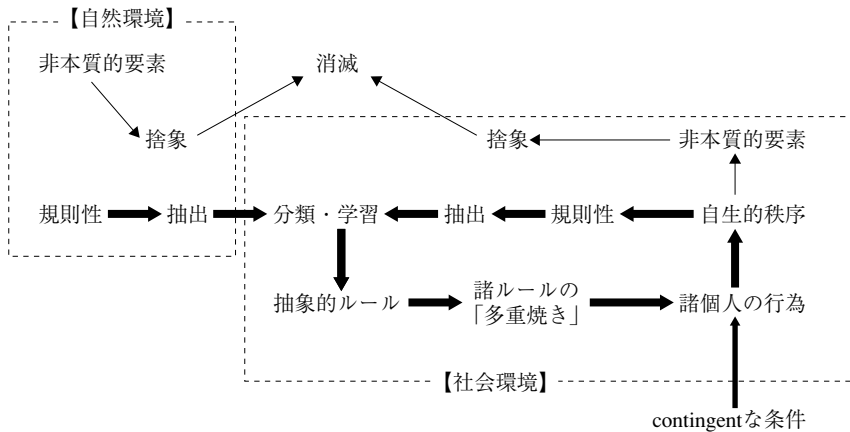
ある意味で、偉大な社会の構成員である人々の見解や意見に共通しうるのが一般的であり抽象的であるにちがいないということは、もちろん明白である。すべての構成員が残りの全員を知っている小規模な『対面社会』では、それは主として特定の事物であろう。しかし、社会が大きければ大きいほど、その構成員が共通にもつ知識が事物や行為の抽象的特質になる見込みも大きくなるであろう。偉大なあるいは開かれた社会では、全員の思考に共通する要素は、ほとんど全くといってよいほど抽象的であろう。構成員の行動の指針となり、独自の文明がもつ属性を際立たせるものは、特定の事物に付随するものではなく、その社会に広まっている抽象的ルールに付随するものなのである。」(Hayek [1976], p. 12, 訳 p. 21)

この一文は、ハイエクがなぜ「偉大な社会」においてこそルールが重要であるかに言及している点で重要である。

また 60 年代初期に書かれた論文では、組織の運営について「最も複雑な種類の組織では、一定の機能の割り当て以上のことは、めったに特別な意思決定によって個人に向

19 ルールに従うことの意味としてこの点を強調するのが Heiner [1983], [1986], [1988 a], [1988 b] である。Heiner モデルの進化論的な理解については森田 [1996] を参照されたい。

第2図 分類・学習とルール



けて決定されることはない。一方、その機能の実行はルールによってのみ支配されるのである。」(Hayek [1963], p. 42) と述べ、抽象的ルールによる運営が基本となることを指摘している。

ところで、社会に自生的秩序が生み出されるためには、個々人のそうしたルール追従的な行為が不可欠だとハイエクは考えていた。²⁰ 自生的秩序は社会現象に見られる一定の規則性に他ならないが、その規則性から個人が「社会的ルール」を学習するとしたら、まさにここに個人の行動が秩序を生み出し、そして生み出された秩序が逆に個人の学習を通じて行為のルールを再生産するという循環論的支持関係、つまり「制度」としての基本構図があることになる。

以上で述べたルールと学習・分類との関連を図式化すると第2図のようになろう。主体は、自然的環境と社会的環境という二つの環境から学習する。自然的環境からの学習の多くは系統発生を通じて学ばれる種レベルのもの、および自然観察の結果として得られる自然科学的知識からなっている。社会環境からの学習の多くは、伝統や文化あるいは社会諸制度を通じて学ばれるもの、および個人的な社会経験から直接学ばれるものからなっている。とくに後者は、社会を構成する主体間の相互反応の結果として実現する自生的秩序がもつ規則性が学習の基礎となっている。そしてそうした自生的秩序を生み出す主体の行為を支えているのが、行為や認知のルールである。

5. ルールと制度

ルールと密接に関連した概念に「制度」がある。²¹ 制度という概念をめぐる多くの

20 ただし彼はルールであればどのようなものであれ秩序を生み出すと考えていたわけではない。具体的事例については、Hayek [1972] (p. 44, 訳 p. 59) を参照されたい。

定義が試みられている。たとえば「制度とはルール（またはルーティン）の集合したシステム」と説明されることが多い。しかしこうした定義は、複数のルールが有機的に結びついている状態を制度と言っているだけで、制度とルールの本質的な結びつきあるいは相違を明らかにしてはいない。また「集合」ということが意味を持つのであれば、ルールがただ一つしか存在しない場合は、それを制度とは呼べなくなる。いったい制度とルールはどうちがうのか。以下では、ルールと制度の関係について検討する。

ルールは、先に見たように個人の行為の規範としての役割を果たす²²。その限りで、それは個人の内部に存在すると考えられる。たとえば「毎朝6時に起床する」というルールは、個人のうちに存在する規範であり、ヴァンバーグの表現に倣ってそれを「私的ルール」(Vanberg [1994], pp. 19-21)と名付けてよいだろう。この場合、他者の存在の有無は原則として問題とはならない²³。

したがって、制度を単にルールの「集合」と見るのであれば、そうした私的ルールの集合も「制度」と呼びうるだろうか。その問題を考えるために、ここで「制度」の特徴を、その代表例としてしばしば持ち出される貨幣制度を取り上げて、見てみよう。誰もが一片の紙切れを価値あるものとして疑うことなく受け容れている状況があるからこそ、個々の主体は安んじて貨幣を価値あるものとして使用している。誰しも1万円札をうち眺めて、「こんな紙切れに果たして価値があるのだろうか」などと疑問をもたない。つまり判断停止をしていることになる。一方で、なぜ人々はただの紙切れを価値あるものとして判断しているのだろうか。それは、皆が疑うことなくそれを使っているという、やはりこの圧倒的現実である。

つまり制度とは、ある事柄について社会の構成員の大多数の間で「判断が一致」している状況が個々人のレベルでは判断停止を担保しつつ、逆に判断停止をした人々の行為が集合して、まさにその状況を支えている状態だといえる。言い換えれば、社会秩序と個々人の行為の間に循環論的支持構造が成立している現象を、「制度」と呼んでいるのである²⁴。

このような例はおよそ人間の社会活動にあまねく見られる現象である。私有財産権を

21 ハイエクの場合、自生的な社会秩序を重視していたので、「制度」よりもむしろ「慣習」という用語を用いるのが通常である。

22 個人に行為規範を与えるものには、constitutionalなものと同 compliantなものがある。前者は、内部規範化されたルールであり、たとえば言語のようにルールに従うかどうかは判断の問題とはならないものである。後者は、たとえば交通ルールのように主体がそれに従うことが何らかの基準で見て有利だという意識的判断に基づいて従うところのルールである。ただし Vanberg [1994] における constitutional と compliant の区別は、こことは異なった意味で使われている。

23 たしかに「なぜ6時に起きるのか」という理由を問いつめれば、「家族に朝食を作るため」という答えが返ってくるかもしれないが、6時に起床することと、家族に朝食を作ることは直接的な関連はない。一人暮らしでもそうしたルールは存在しうるからだ。

24 このような社会秩序と個人の間での循環論的支持関係は、制度経済学の共通知識になっている。たとえば Hodgson [1998]。ただし循環論的支持関係の説明の仕方については、論者によって異なっている。

取り上げてみよう。私有財産権が制度として機能している社会に生まれ落ちた個人は、他者が「これは私のモノだ」と発話する財の処分権は自分にはないことを認識しているので、²⁵他人の財産には手を出さない。いっぽう、私有財産権が制度として機能している状態とは、大多数の人々が、他人の財産にみだりに手をださないという社会秩序が実現していることに他ならない。つまり、私有財産制度が、人々の行動に根拠を与え、逆に個々人のそうした行為が集合して、私有財産制度を支えている。同様に婚姻制度ばかり、因習ばかり、言語ばかりである。²⁶こうした循環論的支持構造がいったん成立すると、その制度が支配していることへの疑問はもたれなくなる。メレディス・ウィリアムズ²⁷の言葉を借りれば、制度は人々が「代替盲 alternative-blind」になっている状態、つまり他の選択肢が見えなくなっている（可能な選択肢として意識に上らない）状態だとと言えるだろう。

このように考えると、私的制度というのは意味をなさないことが分かる。構成員が一人だけの世界で一定のルールに従って行為をすることは、即、社会秩序でもあり、同じ行為の裏表に過ぎない。制度を制度たらしめている構成員間での判断の一致状況が、この場合、成立しえないのである。したがって制度は、ルールに従う複数の構成員からなる社会において、はじめて存立しうる性質のものである。その意味で制度は、ルールとは対照的に、個々人をとりまく「外部」を必須条件としている。

6. むすびに代えて

以上見たとおり、少なくともハイエクのルール概念に関する限り、それは日常語のような無定義概念ではなく、複雑な構造をもつ「語りうる」ものである。それは単なる「行為の規則性」といった単純な定義に解消されるものではなく、階層性・暗黙性・抽象性といった言葉で特徴づけられるところの、豊かな内容をもった概念である。

こうした理解の上にならば、ルール・制度（慣習）・自生的秩序といった、ハイエクの社会理論の最基底にある概念を有機的に関連づけることが可能となる。ハイエクが多義的に論じているルール概念も、このスキームの上でその重要度を評価されるべきである。これまでの考察から、遺伝的・本能的なもの、および設計的なものを除いたルールがハイエクの社会理論の体系にとって重要だと結論づけられる。その理由は、遺伝的・

25 ここで私有財産権の意味を当事者が理解している必要は必ずしもない。「これは私のモノだ」と誰かが発話したときの自他の振る舞い方について、人々の間で判断の一致が成立している状態、つまり「言語ゲーム」が成り立っている状態であれば、当事者たちが私有財産権の「意味」を理解しているかどうかに関わらず、それは制度として成立する。

26 Bloor [1997], Chap. 3

27 Williams [1999], p. 183, 訳 p. 280

本能的ルールは生物的進化の長大な過程まで視野に入れない限りは、無視できるものだからであり、また設計的ルールは、定義によって自生的秩序とは言えないからである。それゆえ、ハイエクのルール概念は、言語化できるかどうか／暗黙的なものかどうか／意識的なものかどうか、といった尺度では捉えきれない性質のものであるといえる。

なお小論では、個人の行動が社会秩序をいかにして自生的に生み出すのか、という問題については取り上げなかった。ハイエクは、自生的秩序と進化をしばしば「双子の概念」と自ら表現していることからうかがえるように、社会秩序が自生的に生み出される過程と進化の過程の間には密接な関連を認めていた。しかしこの問題を考察する前提として、彼の進化思想の性格について十分な検討を加えることが不可欠である。小論では紙幅の都合で割愛したが、そのテーマについては別の機会に論じる予定である。

参考文献

- Albert, H. [1985], *Treatise on Critical Reason*, Princeton University Press
- Bloor, D. [1997], *Wittgenstein, Rules and Institutions*, Routledge
- Giddens, A. [1977], *Studies in Social and Political Theory*, Hutchinson (宮島 他訳『社会理論の現代像』みすず書房 1986年)
- [1979], *Central Problems in Social Theory*, University of California Press (友枝・今田・森訳『社会理論の最前線』ハーベスト社, 1989年)
- Gray, J. [1984], *Hayek on Liberty*, Basil Blackwell (照谷佳男・古賀勝次郎訳『ハイエクの自由論』行人社, 1985年)
- Hayek, F. A [1952 b], *The Sensory Order*, Routledge & Kegan Paul (穂山貞登訳『感覚秩序』ハイエク全集, 第4巻, 春秋社, 1989年)
- [1955], “Degrees of Explanation”, in Hayek [1967 a], pp. 3–21
- [1960], *The Constitution of Liberty*, University of Chicago Press (気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 I~III』ハイエク全集, 第5, 6, 7巻, 春秋社, 1986, 1987, 1987年)
- [1962], “Rules, Perception and Intelligibility”, in Hayek [1967 a], pp. 43–65
- [1963], “Arten der Ordnung”, *Ordo*, Bd. XIV, pp. 1–20, in Hayek [1994], pp. 32–46
- [1964 a], “The Theory of Complex Phenomena”, in Hayek [1967 a], pp. 22–42
- [1964 b], “Kinds of Rationalism”, in Hayek [1967 a], pp. 82–95
- [1967 a], *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, Routledge and Kegan Paul
- [1967 b], “The Primacy of the Abstract”, in Hayek [1978], pp. 35–49
- [1967 c], “Notes on the Evolution of Systems of Rules of Conduct”, in Hayek [1967 a], pp. 66–81
- [1973], *Law, Legislation and Liberty*, vol. I; *Rules and Order*, Routledge & Kegan Paul (矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由 I ルールと秩序』ハイエク全集, 第8巻, 春秋社, 1987年)
- [1976], *Law, Legislation and Liberty*, vol. II; *The Mirage of Social Justice*, Routledge & Kegan Paul (篠塚慎吾訳『法と立法と自由 II 社会正義の幻想』ハイエク全集, 第9巻, 春秋社, 1987年)
- [1978], *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*, University of Chicago Press
- [1979], *Law, Legislation and Liberty*, vol. III; *The Political Order of a Free People*, Routledge & Kegan Paul (渡辺茂訳『法と立法と自由 III 自由人の政治的秩序』ハイエク全集, 第10巻, 春秋

- 社, 1988 年)
- [1994], *Freiburger Studien Gesammelte Aufsätze*, 2. Auflage, J. C. B. Mohr
- Heiner, R. [1983], “The Origin of Predictable Behavior”, *American Economic Review*, Vol. 73, No. 4, pp. 560–595
- [1986], “Uncertainty, Signal-detection experiments, and Modeling Behavior”, in Langlois [1986], pp. 59–115
- [1988 a], “Imperfect Decisions in Organizations –Toward a Theory of Internal Structure–”, *Journal of Economic Behavior and Organization*, Vol. 9, pp. 25–44
- [1988 b], “The Necessity of Imperfect Decisions”, *Journal of Economic Behavior and Organization*, Vol. 10, pp. 29–55
- F. A. ハイエク=今西錦司 [1979] 『自然・人類・文明』NHK ブックス
- Hodgson, G [1988], *Economics and Institutions – A Manifesto for a Modern Institutional Economics–*, Polity Press (八木紀一郎 他訳『現代制度派経済学宣言』名古屋大学出版会, 1997 年)
- [1993], *Economics And Evolution, Bringing Life Back Into Economics*, Polity Press (西部忠監訳『進化と経済学』東洋経済新報社, 2003 年)
- [1998], “The Approach of Institutional Economics”, *Journal of Economic Literature*, Vol. XXXVI
- 栗本慎一郎 [1988], 『意味と生命』青土社
- Langlois, R. (ed.) [1986], *Economics as a Process*, Cambridge University Press
- 森田雅憲 [1992], 「R. リードル『認識の生物学—理性の系統発生的基盤—』『同志社商学』第 43 巻, 第 6 号, pp. 25–54
- [1996], 「生物の情報処理とルールの行動の合理性」『同志社商学』第 47 巻, 第 5 号, pp. 118–146
- [1999], 「認知のシステムの限界としての「無知」—ハイエクの『感覚秩序』をめぐって—」『経済社会学会年報 XXI』pp. 84–93
- [2003], 「ハイエクと方法論的個人主義」『経済社会学会年報 XXV』pp. 86–95
- Rowe, N. [1989], *Rules And Institutions*, The University of Michigan Press
- Vanberg, V. J. [1994], *Rules and Choice in Economics*, Routledge
- Williams, M. [1999], *Wittgenstein, Mind and Meaning*, Routledge (宍戸通庸訳『ワイトゲンシュタイン, 心, 意味』松柏社, 2001 年)